

福岡県公報

平成23年1月21日
第3209号

目次

告示(第172号-第178号)

開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	1
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	1
生活保護法に基づく医療機関の指定	(保護・援護課)	2
生活保護法に基づく指定医療機関の休止及び廃止	(保護・援護課)	2
生活保護法に基づく指定医療機関の所在地の変更	(保護・援護課)	2
生活保護法に基づく施術者の指定	(保護・援護課)	3
生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止	(保護・援護課)	3
公 告			
都市計画の案に係る公聴会の開催	(都市計画課)	3
競争入札参加者の資格等	(総務事務センター)	4
一般競争入札の実施	(経営技術支援課)	6
福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(保健衛生課)	8
福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(社会活動推進課)	9
選挙管理委員会			
政治団体の設立届	(市町村支援課)	9
政治団体の届出事項の異動届	(市町村支援課)	11
政治団体の解散届	(市町村支援課)	14
資金管理団体の指定届	(市町村支援課)	15
資金管理団体の届出事項の異動届	(市町村支援課)	16
資金管理団体の指定取消届	(市町村支援課)	16

公安委員会

猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(初心者に対する講習会)の開催	(警察本部生活環境課)	17
猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(経験者に対する講習会)の開催	(警察本部生活環境課)	17

告 示

福岡県告示第172号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成23年1月21日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市志摩櫻井字新田4804番10
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市早良区星の原団地17-102
林 佳治

福岡県告示第173号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成23年1月21日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
筑紫野市大字筑紫1017-12、1017-13、1017-18、1017-22、1017-23、1032-1、1034-1、1034-4、1034-13、1035-1、1035-4、1035-6、1035-7、1036-3、1036-4、1052-1、1052-11、1053-1、1054-1、1054-3、1056-8、1147-2、1147-3、1194-1及び1194-3並びにこれらの区域内の道路・水路である県有地の全部
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市博多区井相田2丁目7番35号

トヨタ部品福岡共販株式会社

代表取締役社長 鈴木 国和

福岡県告示第174号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成23年1月21日

福岡県知事 麻生 渡

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
宰生歯40	うちだ歯科クリニック	太宰府市梅ヶ丘1丁目8-39	22・12・1
大生歯191	大黒町デンタルクリニック	大牟田市大黒町2丁目19-4	22・12・1
田生歯83	サミック歯科クリニック	田川市大字伊田3439-1	22・12・1
春生薬52	株式会社モリ薬局	春日市春日原北町3丁目65番	22・8・1
筑紫地生薬27	中央薬局かたなわ店	筑紫郡那珂川町片縄北3丁目11-19	23・1・1
宗遠生訪2	すずらん訪問看護ステーション	遠賀郡水巻町吉田南2丁目5-22	22・5・1

福岡県告示第175号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から休止及び廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示

する。

平成23年1月21日

福岡県知事 麻生 渡

1 休止

指定番号	名 称	所 在 地	休止年月日
中生57	坂口小児科医院	中間市中央3丁目1-3	22・10・19
八女生歯48	吉村歯科医院	八女市鷓池147-1	22・12・1
鞍生歯62	松枝歯科医院	鞍手郡鞍手町大字新北2538-2	22・12・6
田生歯7	土井歯科医院	田川市春日町1番25号	22・12・1

2 廃止

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
宮生16	医療法人磯光医院	宮若市磯光1236-1	22・9・27
飯生歯61	岩本歯科医院	飯塚市吉原町12-3	22・11・30
田生歯81	サミック歯科クリニック	田川市大字伊田3439-1	22・11・30
春生薬2	モリ薬局	春日市春日原北町3丁目65	22・7・31

福岡県告示第176号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成23年1月21日

福岡県知事 麻生 渡

指定番号	名 称	旧所在地	新所在地	変更年月日
直生135	医療法人天真会すずき内科クリニック	直方市大字感田1755スズキビル湯の原101号室	直方市湯野原2丁目2番6-101号	19・10・1

田生齒76	デンタルクリニック大橋	田川市寿町4-19リバーサイドマンション寿1F	田川市寿町4-19	22・11・19
-------	-------------	-------------------------	-----------	----------

福岡県告示第177号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成23年1月21日

福岡県知事 麻生 渡

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	指定年月日
大生マ11	上村 和憲（保険訪問マッサージ協会大牟田有明支部）	大牟田市大字吉野1371番地1	22・11・15
八女生マ8	木下さおり（マッサージ快癒）	八女市黒木町桑原802-14	22・12・2
田川生マ18	白川富士男（白川鍼灸整骨院）	田川郡福智町赤池521番地33	22・12・15
春生柔34	米谷 剛（大野城整骨院）	春日市春日公園7丁目77 コーポラス春日野104号	22・12・8
田川生柔16	白川富士男（白川鍼灸整骨院）	田川郡福智町赤池521番地33	22・12・15
田川生柔17	四ヶ所 将（白川鍼灸整骨院）	田川郡福智町赤池521番地33	22・12・15

福岡県告示第178号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2（中国

残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成23年1月21日

福岡県知事 麻生 渡

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	廃止年月日
筑紫地生柔11	吉田 卓実（てもり片縄整骨院）	筑紫郡那珂川町片縄2丁目1-103	22・12・1
筑紫地生柔12	川崎 真里（てもり片縄整骨院）	筑紫郡那珂川町片縄2丁目1-103	22・12・1

公 告

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

平成23年1月21日

福岡県知事 麻生 渡

- 変更しようとする都市計画の種類及び名称
筑後都市計画道路3・4・2号羽犬塚停車場線
筑後都市計画道路3・4・3号玄ヶ野二本松線
筑後都市計画道路3・4・5号熊野水田線
筑後都市計画道路3・4・6号熊野玄ヶ野線
筑後都市計画道路3・4・7号二本松下北島線
筑後都市計画道路3・4・8号停車場藤島線

2 開催の日時及び場所

- (1) 日時

平成23年2月24日 午後7時から9時まで

(2) 場所

筑後市役所東庁舎3階301会議室（筑後市大字山ノ井898）

3 都市計画の案の概要及び閲覧

(1) 都市計画の案の概要

路線名	位置	区域（延長）
3・4・2号羽犬塚停車場線	起点 筑後市大字山ノ井字諏訪ノ前 終点 筑後市大字山ノ井字野田 主な経過地 筑後市大字山ノ井	約810メートル
3・4・3号前津長浜線	起点 筑後市大字前津字丑ノマヤ 終点 筑後市大字長浜字下宿道 主な経過地 筑後市大字徳久	約1,030メートル
3・4・5号熊野水田線	起点 筑後市大字熊野字塚根 終点 筑後市大字水田字城ノ崎 主な経過地 筑後市大字和泉	約3,930メートル
3・4・6号熊野玄ヶ野線	(廃止する)	
3・4・7号二本松下北島線	(廃止する)	
3・4・8号停車場藤島線	(廃止する)	

(2) 閲覧

平成23年1月21日から2月4日までの間、福岡県建築都市部都市計画課及び筑後市役所都市対策課において、公衆の閲覧に供する。

4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

(1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成23年2月4日（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。

(2) 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。

5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

6 その他

(1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は先着順とする。

(2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）又は直接問い合わせにより確認すること。

(3) 問い合わせ先

この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3711）に対して行うこと。

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成23年1月21日

福岡県知事 麻生 渡

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

福岡県農業総合試験場電力供給

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加できない者

- ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- イ 次のいずれかに該当する事実があった後、2年間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - (ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

- (エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- (カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの
- エ 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者
- (2) 資格審査事項については、次のとおりとする。
- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 障害者雇用状況
- キ 子育て応援宣言登録
- 3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等
- (1) 申請の方法
- 次の書類を知事に提出するものとする。
- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

- オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- カ 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあつては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- キ 役員名簿
- ク 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）
- ケ 営業概要表（様式第5号）
- コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあつては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- ソ I S O 9000シリーズ及びI S O 14000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- タ 子育て応援宣言登録を行っている場合には、子育て応援宣言登録証の写し
- チ 返信用封筒（380円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書（有償）の入手先
- ア 名称 政府刊行物県庁内サ - ビスステ - ション
- イ 住所 〒812 - 0045 福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁総合売店内）
- ウ 電話 092 - 641 - 7838
- (3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先
- ア 名称 福岡県総務部総務事務センター調達班
- イ 住所 〒812 - 8577 福岡市博多区東公園7番7号

ウ 電話 092 - 643 - 3092 (ダイヤルイン)

(4) 申請書の受付期間

この公告の日から平成23年2月10日(木)までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 資格審査結果の通知

入札参加資格決定通知書により通知(郵送)する。

5 参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成23年9月末日までとする。

(2) 当該期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成23年7月中に実施する「福岡県が発注する物品の製造等の競争入札に参加する者に必要な資格審査」の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年1月21日

福岡県知事 麻 生 渡

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

福岡県農業総合試験場電力供給

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 契約期間

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

(4) 供給場所

福岡県農業総合試験場

筑紫野市大字吉木587番地

2 入札参加資格(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成22年1月4日福岡県告示第17号)」に定める資格を得ている者(競争入札参加資格者名簿(物品)登載者)

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の審査申請書に必要事項を記入の上、平成23年2月10日(木曜日)までに次の(3)の部局へ提出すること。

(1) 申請書の入手先

政府刊行物県庁内サービスステーション(福岡県庁地下総合売店)

〒812-0045 福岡市博多区東公園7番7号

(電話番号) 092-641-7838

(2) 申請書の価格

一部500円(消費税込み。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について別途実費を徴収する。)

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

(電話番号) 092-643-3092(ダイヤルイン)

4 入札参加条件(地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

平成23年3月2日(水曜日)現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、入札参加希望業種が業種品目13-11(サービス業種その他)で、「AA」の等級に格付けされているもの

(2) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電

気事業者としての届出を行っている者

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

(4) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県農業総合試験場管理部会計課

〒818 - 8549 筑紫野市大字吉木587番地

（電話番号）092 - 924 - 2898

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

(1) 期間

平成23年1月21日（金曜日）から同年3月2日（水曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

(2) 場所

5の部局とする。

8 仕様等に対する質疑応答

仕様等に対する質問は、質問書を次の受付場所へ持参し、又は郵送して行うものとする。また、質問に対する回答は、回答書を閲覧に供して行うものとする。

(1) 受付場所

5の部局とする。

(2) 受付期間

平成23年1月24日（月曜日）から同年2月10日（木曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

(3) 閲覧場所

福岡県農業総合試験場管理部会計課

(4) 閲覧期間

原則として、質問書の受領の日の翌日から起算して10日を経過する日から平成23年3月2日（水曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

9 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

10 入札書の提出場所、受領期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 受領期限

平成23年3月2日（水曜日）午後5時00分

(3) 提出方法

直接又は郵便（書留郵便に限る。受領期間内必着）で行う。

11 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡県農業総合試験場1階会議室

筑紫野市大字吉木587番地

(2) 日時

平成23年3月4日（金曜日）午前10時00分

12 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては、別に定める日時及び場所において行う。

13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が13の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中であるもの等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

15 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者に

くじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときには、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他詳細は入札説明書による。

17 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :
Electricity to use in Fukuoka Agricultural Research Center.
- (2) Delivery period : From 1 April, 2011 through 31 March, 2012.
- (3) Delivery place : Fukuoka Agricultural Research Center.
- (4) Time limit for tender : 5:00 PM, 2 March, 2011.
- (5) Contact point where Documents for tendering a bid are available :
Accounting Division, Department of General Administration, Fukuoka Agricultural Research Center, 587 Yoshiki, Chikushino City, 818-8549, Fukuoka, Japan.
Tel : 092-924-2898

公告

理容師法施行細則及び美容師法施行細則の一部を改正する規則案について、次のとおり意見を募集します。

平成23年1月21日

福岡県知事 麻生 渡

1 意見募集期間

平成23年1月12日から平成23年2月10日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ (<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) に掲載するほか、福岡県保健医療介護部保健衛生課に備え置きます。

公告

福岡県における「特定非営利活動促進法の運用方針」案について、次のとおり意見を募集します。

平成23年1月21日

福岡県知事 麻生 渡

1 意見募集期間

平成23年1月5日から平成23年2月7日まで

受付期間 平成22年11月1日～11月30日

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者名	会計責任者名	主たる事務所の所在地	届出年月日
あらい高雄後援会	新井高雄	城島加代子	嘉麻市上山田1464 - 3	平成22年11月29日
石橋義博後援会	石橋義博	牛島國弘	八女市立野85 - 6	平成22年11月18日
いなとみかずみ後援会	稲富一實	稲富明	朝倉市須川1467 - 1	平成22年11月15日
今福かつよし後援会	今福勝義	田子森一丸	朝倉市屋永3276 - 2	平成22年11月24日
大久保みきお後援会	大久保三喜男	木下誠	福津市津屋崎3 - 11 - 17	平成22年11月30日
おざき行人後援会	尾崎行人	上田雅彦	田川市伊田町8 - 10	平成22年11月4日

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ (<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) に掲載するほか、福岡県新社会推進部社会活動推進課NPO・ボランティアセンターに備え置きます。

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第8号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定に基づき、次の政治団体から政治団体設立届があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成23年1月21日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

おだ勝彦後援会	津田政敏	小田貞二	京都府みやこ町勝山黒田2501 - 2	平成22年11月4日
おたべみか後援会あすなる会	小田邊美香	小田邊英昭	古賀市舞の里4 - 24 - 10	平成22年11月30日
かげ哲也後援会	鹿毛哲也	稲永千加士	朝倉市馬田1118 - 3	平成22年11月9日
川上陽平を育てる会	川上陽平	川上恭代	福岡市南区野多目3 - 2 - 2 - 806	平成22年11月1日
北九州全英会	吉田公明	久保栄治	北九州市八幡西区青山2 - 10 - 22 - 303	平成22年11月15日
北富敬三後援会	瀧本信一	今村恵美子	嘉麻市大字山野640	平成22年11月4日
くすのき静則後援会	久富誠	楠木未耶	田川郡福智町伊方2779	平成22年11月2日
くぼ大六後援会	久保大六	田形耿二	朝倉郡筑前町中牟田174	平成22年11月5日
栗原吉平後援会	仁田原石義	椎窓忠司	八女市矢部村北矢部11038 - 3	平成22年11月11日
古賀とおる後援会	古賀徹	野口剛福	大川市三丸671 - 1	平成22年11月19日
財津ゆか後援会	財津由香	財津忠雄	福岡市南区市崎1 - 17 - 27 - 1002	平成22年11月16日
迫けんじ後援会	迫賢二	渡辺知由規	春日市弥生5 - 36 - 3 スカイハイツ春日2 - 404	平成22年11月24日
調たかし後援会	調崇史	泊剛史	福岡市城南区金山団地38 - 401	平成22年11月18日
田丸としゆき後援会	白石信二	池永武義	田川郡福智町伊方3006 - 2	平成22年11月19日
とみなが周行後援会	富永周行	横木僚太	福岡市南区高宮3 - 1 - 16 セリ工高宮1002号	平成22年11月29日
中島まさひろ後援会	中島正裕	忍田勉	福岡市中央区薬院2 - 17 - 22 2F	平成22年11月10日
中野かつひろ後援会	中野勝寛	中野弘子	中間市土手の内2 - 25 - 15	平成22年11月9日
中村きみほ後援会	中村公穂	中村美貴子	大川市榎津9 - 1 - 2	平成22年11月11日
馬場圭希と久留米市の将来を考える会	馬場圭希	馬場圭希	久留米市山本町豊田191 - 2	平成22年11月19日

原 田 正 武 後 援 会	原 田 正 武	荒 木 滋 男	遠賀郡遠賀町大字広渡1236 - 2	平成22年11月9日
原 中 誠 志 後 援 会	原 中 誠 志	地 主 園 誠	福岡市中央区高砂2 - 20 - 2 - 2 F	平成22年11月5日
藤 井 広 子 後 援 会	配 川 寿 好	浜 田 良 枝	北九州市戸畑区天籟寺1 - 1 - 15	平成22年11月29日
松 下 正 治 後 援 会	松 下 正 治	松 下 誠 一	北九州市八幡西区上の原3 - 2 - 21	平成22年11月11日
松田みゆきと子育てを応援する会	松 田 美由紀	田 中 美 枝 子	大野城市月の浦4 - 6 - 12	平成22年11月22日
山 野 正 一 後 援 会	山 野 登志也	山 野 節 子	田川郡川崎町大字田原1904 - 5	平成22年11月2日
横 木 り ょ う た 後 援 会	横 木 僚 太	富 永 周 行	福岡市南区高宮5 - 9 - 1 - 302	平成22年11月29日
吉 田 健 一 後 援 会	吉 田 健 一	吉 田 健 一	飯塚市上三緒517 - 2	平成22年11月26日

(33団体)

(ロ) 法19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者名	会計責任者名	主たる事務所の所在地	公職の種類	届出年月日
はまたけはばたけ会	濱 武 振 一	徳 田 博 之	筑紫野市針摺北5 - 25	衆議院議員	平成22年11月4日

(1団体)

(ハ) 法19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者名	会計責任者名	主たる事務所の所在地	公職の候補者の氏名	公職の種類	届出年月日
はまたけはばたけ会	濱 武 振 一	徳 田 博 之	筑紫野市針摺北5 - 25	濱 武 振 一	衆議院議員	平成22年11月4日

(1団体)

福岡県選挙管理委員会告示第9号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定に基づき、次の政治団体から

届出事項の異動届があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成23年1月21日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

受付期間 平成22年11月1日～11月30日

(1) 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	内 容		異動年月日	届出年月日
		新	旧		
国民新党福岡県支部	会計責任者	船越宗利	安藤信義	平成22年11月21日	平成22年11月26日
自由民主党嘉麻市支部	政治団体の名称	自由民主党嘉麻市支部	自由民主党 嘉山連合支部	平成22年11月15日	平成22年11月17日
	主たる事務所の所在地	嘉麻市大隈町1118-3	飯塚市楽市141		
	代表者	吉原太郎	鶴原國夫		
	会計責任者	松岡明	矢野喜平太		
民主党福岡県参議院選挙区第2総支部	会計責任者	植村浩二	古賀敏久	平成22年11月27日	平成22年11月30日
民主党福岡県第2区総支部	会計責任者	梶本裕一朗	矢壁英一	平成22年11月16日	平成22年11月16日

(4団体)

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	異動事項	内 容		異動年月日	届出年月日
		新	旧		
一尾やすし後援会	代表者	向野鉄朗	吉永品太郎	平成22年11月5日	平成22年11月5日
大久保勉後援会	会計責任者	植村浩二	古賀敏久	平成22年11月27日	平成22年11月30日
喝 手 連	主たる事務所の所在地	大牟田市大正町1-4-16 早川ビル内	大牟田市大字手鎌504-6 河野自動車方	平成22年11月1日	平成22年11月5日
	代表者	甲斐武	河野近		
	会計責任者	田中聡美	谷平憲治		

金子かずとも後援会	主たる事務所の所在地	田川市大字夏吉2849 - 1	田川市大字夏吉3252 - 5	平成22年11月12日	平成22年11月15日
かわばた耕一後援会	主たる事務所の所在地	北九州市門司区大里戸ノ上1 - 4 - 14	北九州市門司区羽山1 - 9 - 28	平成22年11月8日	平成22年11月12日
北九州自見会	会計責任者	船越宗利	安藤信義	平成22年11月1日	平成22年11月5日
金融財政改革フォーラム	会計責任者	植村浩二	古賀敏久	平成22年11月27日	平成22年11月30日
熊本ひろし後援会	主たる事務所の所在地	糟屋郡志免町志免中央2 - 2 - 8	糟屋郡志免町志免中央2丁目2 - 1	平成22年11月9日	平成22年11月9日
現代医療問題研究会	会計責任者	船越宗利	安藤信義	平成22年11月21日	平成22年11月26日
自見庄三郎後援会	代表者	真弓武英	安藤信義	平成22年11月21日	平成22年11月26日
	会計責任者	船越宗利	真弓武英		
市民連北九州	会計責任者	船越宗利	安藤信義	平成22年11月1日	平成22年11月5日
清流の会	主たる事務所の所在地	朝倉市千手600	朝倉市菩提寺476 - 2	平成22年6月1日	平成22年11月24日
高木直行後援会	主たる事務所の所在地	直方市須崎町12 - 23	直方市須崎町140 - 1	平成22年9月29日	平成22年11月12日
なかの守後援会	主たる事務所の所在地	鞍手郡鞍手町木月1288 - 1	鞍手郡鞍手町大字中山2885 - 2	平成22年10月28日	平成22年11月1日
	代表者	江上高男	織田三千雄	平成22年11月1日	
中山しげき後援会	代表者	藤本良一	西川光廣	平成22年9月30日	平成22年11月2日
ならはら利則後援会	主たる事務所の所在地	久留米市通町6 - 21 西新広ビル1F	久留米市六ツ門町2 - 24 久留米ビル1F	平成22年5月1日	平成22年11月25日
福岡医療福祉研究会	会計責任者	船越宗利	安藤信義	平成22年11月1日	平成22年11月5日
福岡県商工政治連盟大木町支部	会計責任者	小松輝昭	井手勲	平成22年4月1日	平成22年11月24日
松尾よしみつ後援会	主たる事務所の所在地	春日市大和町4 - 35 - 1	春日市小倉4 - 153 - 2	平成22年11月15日	平成22年11月17日
	代表者	松尾武清	松尾昌幸		

	会計責任者	松尾幸子	松尾朋子		
松田英雄後援会	代表者	石山洋一	田中紘一	平成22年11月25日	平成22年11月29日
村田武久後援会	主たる事務所の所在地	直方市大字頓野1382	直方市大字頓野字鯨ヶ坂1382	平成22年11月29日	平成22年11月29日
	代表者	早川文雄	吉永勉	平成22年10月15日	
森田俊介後援会	主たる事務所の所在地	朝倉市千手600	朝倉市堤754-1	平成22年6月1日	平成22年11月24日
	会計責任者	橋本幹弘	堀尾賢造		
森寛後援会	主たる事務所の所在地	京都府みやこ町犀川下伊良原1883-6	京都府みやこ町犀川下伊良原480-1	平成22年11月29日	平成22年11月29日
佐藤のぶあき後援会久留米支部	主たる事務所の所在地	久留米市本町2-23 豊岡産業ビル3F	久留米市安武町武島2-389-3	平成22年11月1日	平成22年11月24日
全日本不動産政治連盟福岡県本部	会計責任者	伊藤明	西山順子	平成22年11月18日	平成22年11月29日

(25団体)

福岡県選挙管理委員会告示第10号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体解散届があったので、同法第17条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成23年1月21日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

受付期間 平成22年11月1日～11月30日

(政党の支部)

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
自由民主党福岡県土地改良支部	平成22年11月28日	平成22年11月29日

(1団体)

(政党以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
大久保三喜男後援会	平成18年12月31日	平成22年11月17日
大島和武後援会	平成22年10月29日	平成22年11月9日
おだ勝彦後援会	平成22年11月3日	平成22年11月4日
白石博文後援会	平成22年10月31日	平成22年11月1日
はまたけはばたけ会	平成20年12月31日	平成22年11月4日
原田さやか後援会	平成22年11月9日	平成22年11月9日
福岡県宇都隆史後援会	平成22年11月11日	平成22年11月11日

福岡人権市民会議	平成22年10月31日	平成22年11月1日
山野正一後援会	平成22年11月2日	平成22年11月2日
龍益男後援会	平成22年10月21日	平成22年11月10日

(10団体)

福岡県選挙管理委員会告示第11号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定に基づき、次の公職の

候補者から資金管理団体指定届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成23年1月21日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

受付期間 平成22年11月1日～11月30日

資金管理団体指定の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	指定年月日	届出年月日
稲富一實	朝倉市議会議員	いなとみかずみ後援会	朝倉市須川1467-1	稲富一實	平成22年11月15日	平成22年11月15日
今福勝義	朝倉市議会議員	今福かつよし後援会	朝倉市屋永3276-2	今福勝義	平成22年11月24日	平成22年11月24日
大久保三喜男	福津市議会議員	大久保みきお後援会	福津市津屋崎3-11-17	大久保三喜男	平成22年11月27日	平成22年11月30日
尾崎行人	田川市議会議員	おざき行人後援会	田川市伊田町8-10	尾崎行人	平成22年10月31日	平成22年11月4日
鹿毛哲也	朝倉市議会議員	かげ哲也後援会	朝倉市馬田1118-3	鹿毛哲也	平成22年11月7日	平成22年11月9日
財津由香	福岡市議会議員	財津ゆか後援会	福岡市南区市崎1-17-27-1002	財津由香	平成22年11月16日	平成22年11月16日
濱武振一	衆議院議員	はまたけはばたけ会	筑紫野市針摺北5-25	濱武振一	平成22年11月1日	平成22年11月4日
原中誠志	福岡県議会議員	原中誠志後援会	福岡市中央区高砂2-20-2-2F	原中誠志	平成22年10月31日	平成22年11月5日
松下正治	福岡県議会議員	松下正治後援会	北九州市八幡西区上の原3-2-21	松下正治	平成22年11月7日	平成22年11月11日
吉田健一	飯塚市議会議員	吉田健一後援会	飯塚市上三緒517-2	吉田健一	平成22年11月26日	平成22年11月26日

(10団体)

福岡県選挙管理委員会告示第12号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体届出事項の異動届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する

平成23年1月21日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

受付期間 平成22年11月1日～11月30日

資金管理団体届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	内 容		異動年月日	届出年月日
				新	旧		
川 端 耕 一	福岡県議会議員	かわばた耕一後援会	公 職 の 種 類	福岡県議会議員	北九州市議会議員	平成22年11月8日	平成22年11月12日
			主たる事務所の所在地	北九州市門司区大里戸ノ上1 - 4 - 14	北九州市門司区羽山1 - 9 - 28		
高 木 直 行	福岡県議会議員	高 木 直 行 後 援 会	主たる事務所の所在地	直方市須崎町12 - 23	直方市須崎町140 - 1	平成22年9月29日	平成22年11月12日
榎 原 利 則	久 留 米 市 長	ならはら利則後援会	主たる事務所の所在地	久留米市通町6 - 21 西新広 ビル1F	久留米市六ツ門町2 24 久 留米ビル1F	平成22年5月1日	平成22年11月25日
森 田 俊 介	朝 倉 市 長	清 流 の 会	主たる事務所の所在地	朝倉市千手600	朝倉市菩提寺476 - 2	平成22年6月1日	平成22年11月24日

(4団体)

福岡県選挙管理委員会告示第13号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体指定取消届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成23年1月21日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

受付期間 平成22年11月1日～11月30日

法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体の指定の取消しの届出をした者の氏名	公 職 の 種 類	資金管理団体の名称	代表者の氏名	取消年月日	届出年月日
大 久 保 三 喜 男	福 津 市 議 会 議 員	大 久 保 三 喜 男 後 援 会	大 久 保 三 喜 男	平成18年12月31日	平成22年11月17日

白石博文	福智町長	白石博文後援会	白石博文	平成22年10月31日	平成22年11月1日
濱武振一	衆議院議員	はまたけはばたけ会	濱武振一	平成20年12月31日	平成22年11月4日
原田さやか	みやこ町議会議員	原田さやか後援会	原田さやか	平成22年11月9日	平成22年11月9日

(4団体)

公安委員会

福岡県公安委員会告示第7号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成23年1月21日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

(1) 講習会の日時

平成23年2月17日（木）午前10時から午後5時までの間

(2) 講習会の場所

飯塚市柏の森159番地26 飯塚警察署会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

2 講習の時間及び科目

時間	科目
10:00～15:30	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
15:30～16:30	講習結果に対する考査
16:30～17:00	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第8号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成23年1月21日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

日	時	場	所	開催警察署

平成23年2月10日(木) 13:30~16:30	宗像市東郷1丁目2番2号 宗像警察署 会議室	宗像警察署
平成23年2月10日(木) 13:30~16:30	飯塚市柏の森159番地26 飯塚警察署 会議室	飯塚警察署
平成23年2月18日(金) 13:30~16:30	八幡西区東王子町2番1号 八幡西警察署 会議室	八幡西警察署

2 講習の科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真(申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの)2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円(福岡県領収証紙)を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。